

資料 1

神奈川県廃棄物処理計画の改訂について（基本的な考え方）

1 改訂の趣旨

「神奈川県廃棄物処理計画」（平成14年3月策定）について、県内の廃棄物の現状と課題、計画策定後の状況の変化等を踏まえ、循環型社会づくりに向けた取組みを一層推進するという基本的な考えのもとで、今年度改訂を行う。

2 県内の廃棄物の現状と課題

(1) 一般廃棄物

- ・排出量は増加傾向にあるが、平成12年度からは、ほぼ横ばいで推移。依然として高水準にあり、廃棄物の発生抑制の取組みをさらに強めていくことが必要。
- ・再生利用率は、市町村の分別収集の取組みの進展などにより上昇傾向。引き続き廃棄物の資源化の取組みを強めていくことが必要。
- ・最終処分量は、再生利用率の上昇等により減少傾向。最終処分場の延命化のためにも、さらなる発生抑制と資源化を進めることが必要。

【一般廃棄物の排出状況等】

(万 t)

区 分	平成5年度	平成10年度	平成12年度	平成14年度
排 出 量	353	374	393	390
再生利用率	9%	13%	14%	16%
最終処分量	73	61	60	54

(「神奈川県一般廃棄物処理事業の概要」より)

(2) 産業廃棄物

- ・排出量は、減少傾向。依然として高水準にあり、引き続き事業者による発生抑制の取組みを促進することが必要。
- ・再生利用率は、同水準で推移。事業者による資源化の取組みをさらに促進することが必要。
- ・最終処分量は、減少傾向。県内の最終処分場の残余容量はひっ迫していることから、より一層発生抑制、資源化を進めるとともに、最終処分場を確保していくことが必要。

【産業廃棄物の排出状況等】

(万 t)

区 分	平成5年度	平成10年度	平成12年度	平成14年度
排 出 量	2,040	1,845	(1,823)	(1,719)
再生利用率	35%	36%	(35%)	(34%)
最終処分量	247	217	(184)	(146)

(5年度、10年度は「神奈川県産業廃棄物総合実態調査」より(12年度、14年度は八都県市廃棄物問題検討委員会の推計による参考数値)

(3) 不法投棄

- ・不法投棄箇所数は増加傾向にあるが、不法投棄量については減少傾向。今後は、未然防止対策のより一層の強化を図るとともに、不法投棄が新たな不法投棄を招かぬよう不法投棄物の早期撤去を進めることが必要。

【不法投棄の推移】

区 分	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
箇所数	1,569	1,662	2,287	2,305	2,410
投棄量(t)	1,824	1,394	1,362	1,114	994

(廃棄物対策課調べ)

3 計画策定後の状況の変化

(1) 国の動向

- ・循環型社会形成推進基本計画(H15.3)の策定
- ・建設リサイクル法の施行(H14.5 完全施行)
- ・家庭系パソコンのリサイクルの開始(H15.10)
- ・自動車リサイクル法の施行(H17.1 完全施行)
- ・廃棄物処理法の改正による不適正処理への対応強化(H15.6、H16.4)

(2) 市町村の動向

- ・ごみ処理広域化に向けた取組みの進展
- ・分別収集品目の拡大や具体的な数値目標の設定など発生抑制・資源化の取組みの進展

(3) 県民、事業者の動向

- ・分別収集への協力や集団回収の取組み、環境美化ボランティア活動への参加など、県民意識の向上と行動の広がり
- ・企業の社会的責任への関心が高まっている中で、ISO14001の認証取得や環境報告書の公表など事業者の自主的な取組みや再資源化技術の開発の進展

4 改訂の内容

(1) 改訂の範囲

今回の改訂は、「事業計画」の見直しを中心とするが、併せて排出抑制等の数値目標についても精査等を行う。

(2) 事業計画の見直し

ア 事業計画期間

現行計画の「平成14年度から平成18年度」までの事業計画期間を、「平成17年度から平成21年度」までに改める。

イ 事業計画の見直しの方向

計画策定後の新たな法制度の動向、市町村や県民・事業者の取組みの進展、産業廃棄物総合実態調査の結果等を踏まえ、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の３Ｒの取組みと不法投棄対策を一層充実する方向で、見直しを行う。

ウ 事業計画の見直しの視点

(7) 循環型社会に向けた総合的取組み

３Ｒや適正処理を進めるため、情報化や技術革新等先進的な技術や手法、制度を活用した効果的な仕組みづくりを推進するとともに、市町村の広域的なごみ処理の取組みを支援する。

(4) 発生抑制、資源化の推進

県民・事業者の自主的な発生抑制の取組みや地域におけるリサイクルの円滑な推進を図るとともに、今後増加が見込まれる事業系一般廃棄物の削減や建設廃棄物の資源化などの取組みを進める。

(7) 適正処理の推進

安全・安心な廃棄物の処理を推進するため、廃棄物処理法の厳正な執行や、処理施設の整備の促進、ＰＣＢ廃棄物等有害廃棄物の処理など、負の遺産の計画的な処理の推進を図るとともに、公共関与による施設の整備・運営を進める。

(エ) 不法投棄防止対策の推進

県民、事業者、市町村や県警とも連携・協力しながら、監視体制の強化や不法投棄を防止する効果的な仕組みづくりを進めるなど、不法投棄の未然防止対策を推進するとともに、不法投棄物の早期撤去などの原状回復を進める。

(3) 排出量等の数値目標の精査等

平成１８年度、平成２７年度の目標数値の精査を行うとともに、事業計画の最終年度である平成２１年度の目標数値を設定する。

◎ 現行計画の数値目標（抜粋）

【一般廃棄物】

(万 t)

区 分	平成１０年度	平成１８年度	平成２７年度
排 出 量	３ ７ ４	３ ３ ７	３ １ ３
再生利用率	１ ３ %	２ ３ %	３ ４ %
最終処分量	６ １	３ ６	７

【産業廃棄物】

(万 t)

区 分	平成１０年度	平成１８年度	平成２７年度
排 出 量	１, ８ ４ ５	１, ８ ４ ３	１, ９ ５ １
再生利用率	３ ６ %	４ １ %	５ ０ %
最終処分量	２ １ ７	１ ０ ４	４ ３

5 改訂にあたっての留意事項

(1) 市町村や八都県市等との連携

廃棄物の発生抑制、資源化等を効果的に推進するため、市町村との連携強化を図るとともに、不法投棄の防止など広域的な課題について、八都県市首脳会議や産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（スクラム27）などと連携した取組みを進める。

(2) 新たな技術開発動向の把握

民間による廃棄物処理技術の開発動向や新たな処理システムの動きを視野に入れる。

(3) 諸計画との整合

県政運営の総合的指針である「神奈川力構想・プロジェクト51」や「県環境基本計画」などの諸計画との整合を図っていく。

6 改訂の手法

(1) 県民参加

県の広報媒体やインターネットの活用等を通じて県民、事業者からの意見を募集するなど、幅広く県民参加を進めていく。

(2) 市町村との調整

「地域別首長懇談会」をはじめ、廃棄物主管部局等ときめ細かく意見交換を実施し、調整を図っていく。

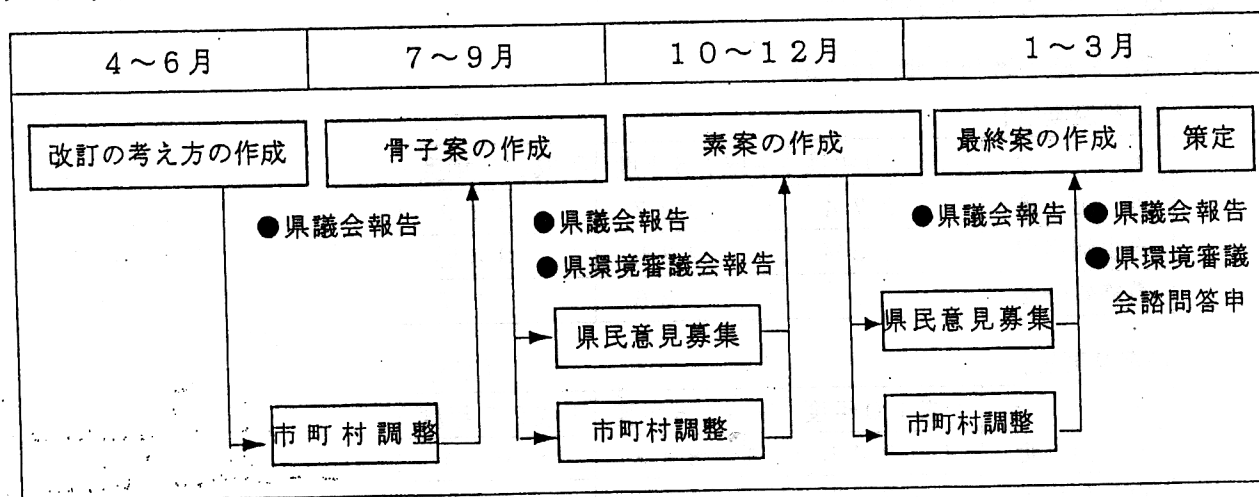
(3) 県議会からの意見等の反映

県議会に対しては、「改訂の考え方」、「骨子案」及び「素案」の作成等、節目節目に報告し、県議会における意見等の反映を図る。

(4) 県環境審議会からの意見

県環境審議会からの意見を聴いて、その結果を踏まえ、計画の改訂を行う。

7 スケジュール（予定）



神奈川県廃棄物処理計画の概要（平成14年3月策定）

1 計画の性格

- (1) 廃棄物処理法に基づく、一般廃棄物と産業廃棄物を対象とする法定計画
- (2) 「廃棄物県内処理100%」の実現に向けて、県民、事業者、行政が主体的にそして相互に連携して循環型社会への取組みを進めるための行動計画

2 計画期間

平成27年度を展望した施策の方向を定めるとともに、平成14～18年度までの事業計画を定めている。なお、社会経済環境の変化等に対応するため、事業計画を中心に原則として3年毎にローリング

3 市町村計画との関係

各市町村計画とは、循環型社会の形成に向けて、相互に協力し、補完し合う関係

4 計画目標

廃棄物県内処理100%を基本目標とし、その実現に向けて次の目標を設定

(1) 排出抑制等の目標

県や市町村が今後とり得る政策手段、県民、事業者の主体的な取組み、再生利用や減量化に向けた技術開発等を前提に望ましい水準として設定

ア 一般廃棄物（ごみ）

（量：万トン）

	現 状			目 標					
	平成10年度			平成18年度			平成27年度		
	構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数	
排出量	374	100%	100	337	100%	90	313	100%	84
再生利用量	47	13%	100	79	23%	168	107	34%	228
減量化量	266	71%	100	222	66%	83	199	64%	75
最終処分量	61	16%	100	36	11%	59	7	2%	11

イ 産業廃棄物

（量：万トン）

	現 状			目 標					
	平成10年度			平成18年度			平成27年度		
	構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数	
排出量	1,845	100%	100	1,843	100%	100	1,951	100%	106
再生利用量	670	36%	100	758	41%	113	980	50%	146
減量化量	958	52%	100	981	53%	102	928	48%	97
最終処分量	217	12%	100	104	6%	48	43	2%	20

(2) 事業目標

- ア 海洋投入処分原則ゼロの実現 イ 未処理埋立処分原則ゼロの実現（産業廃棄物）
ウ PCB廃棄物の100%処理

5 事業計画

次の8つの柱に沿って、110本の主な事業を位置づけ

- ①排出抑制の推進②循環的利用の推進③各リサイクル法の推進④安全・安心な廃棄物処理体制の整備⑤不適正処理の防止⑥し尿処理対策の推進⑦環境関連技術の研究、開発の推進と環境産業の振興⑧県民、事業者との協働

ごみ処理広域化計画の推進について

1 目的

「神奈川県ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村によるごみ処理の広域化を進めることにより、ごみの排出抑制及び減量化・資源化の推進やダイオキシン類の削減を図る。

2 各ブロックの取組み状況（平成16年6月現在）

区 分	基礎調査等の実施状況	運営主体等の設置状況	計画等の策定状況
横須賀三浦	平成10年度～実施中	平成12年度 準備組織設置	平成15年度 基本構想(素案)中間報告とりまとめ
湘南東	平成14～15年度実施 平成16年度住民アンケート調査実施予定		
湘南西	平成15年度～実施中		
大和高座	平成15年度～実施中		
厚木愛甲	平成12～13年度実施	・平成13年度 準備組織設置 ・平成16年度 一部事務組合設置 (準備組織廃止)	平成15年度 基本計画策定
相模原津久井	平成14年度～実施中		
県 西	平成12年度～実施中	平成14年度 足柄上地区の準備組織 設置	平成15年度 足柄上地区の実施計画 策定
横 浜・川 崎	○減量化・資源化の推進 ○適正処理を目指した施設整備		

「神奈川県ごみ処理広域化計画」(H10.3策定)の概要

1 計画の目的

ごみの減量化・資源化の推進による資源循環型社会の構築及びごみの適正処理による環境負荷の軽減を目的として、計画的かつ総合的に次のような取り組みを進めるものとする。

○ ごみの排出抑制と減量化・資源化

県民や事業者と協力して、生産、流通、消費、廃棄等の各段階において、ごみの発生抑制、再利用・資源化等により排出を抑制し、ごみ焼却量の削減を図る。

○ ダイオキシン対策

ごみ焼却施設の燃焼方式の改善、焼却灰の高度処理など、ダイオキシン類の削減対策を実施する。

2 計画の期間

平成10年度から平成19年度までの10か年とし、期間内に広域化実施計画の策定をめざすものとする。

3 計画の推進

この計画を着実に推進するためには、県及び市町村が計画に沿った取り組みを進めるだけでなく、県民においても使い捨て製品や過剰包装の商品はなるべく買わないようにするなど、ごみの発生抑制に努め、事業者も最終的な処理・処分までも視野に入れ、ごみになりにくい製品や再利用・資源化が可能な製品づくりを進めるなどの取り組みを行い、相互の協力関係を構築していくことが必要である。

4 広域処理にあたっての考え方

(1) ごみ処理の基本的考え方

- 焼却量及び最終処分量の減少を図るため、市町村は、排出から最終処分までの各段階において、より一層ごみの減量化・資源化を推進する。
- 焼却対象のごみ質の均一化を図るため、分別収集への住民協力を考慮し、分別方法の見直しや効率的な収集体制の確立に努める。
- 新たなごみ処理技術や民間の事業展開の動向などを踏まえ、効率的なごみ処理事業の運営をめざす。

(2) ブロックの設定

＜ブロックの位置づけ＞

ブロックでは、構成市町村がごみの収集体制、分別方法、減量化・資源化の方策、施設整備など広域的なごみ処理全般を総合的に検討・協議する。

<ブロック割りの考え方>

- ・ 基本的に市町村の意向を尊重すること
- ・ ダイオキシン類削減に確実に効果が期待できる一定規模以上のごみ焼却施設への集約化が可能なこと
- ・ 収集運搬効率や従前からの相互の連携などを踏まえ、近傍市町村によるブロック化であること

<ブロックの区割り（9ブロック）>

ブロック名	人口 (万人)	面積 (Km ²)	構成市町村名
横浜	350	436	横浜市
川崎	128	142	川崎市
横須賀三浦	74	207	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
湘南東	66	119	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西	59	253	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
大和高座	55	93	大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
厚木愛甲	27	199	厚木市、愛川町、清川村
相模原 津久井	69	329	相模原市、城山町、津久井町、相模湖町、藤野町
県西	36	635	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

(3) 広域的な施設整備

- ブロック内における広域的なごみ処理施設の整備にあたっては、県・市町村で十分検討を行い、ブロック構成市町村が協力して分担し合うものとする。
- 施設規模算定の基礎となるごみ量は、ブロック内個々の市町村における減量化・資源化施策を踏まえた見直しを行った後のごみ量とする。
- 灰溶融固化施設やリサイクル関連施設などのごみ焼却施設以外の施設を広域整備する場合は、効率的な施設整備を図るよう検討・調整し、施設規模等を決定する。

(4) 市町村間の相互支援

各市町村は、ごみ処理の広域化にあたって、ブロック内はもとより、必要な場合はブロックの範囲を越えて相互に協力するものとする。

(5) ブロックの区域を越えた課題への対応

RDF発電施設、最終処分場等の整備や民間活力の活用などブロックの区域を越えた、より広域的な課題については、全県ないし複数ブロックで対応する。

5 ごみ焼却施設の恒久対策の推進

恒久対策が必要な施設については、計画的かつ効率的な恒久対策の推進を図ることが必要であり、平成14年11月までに恒久対策基準を達成する（稼働中施設はすべて達成済み）。

6 広域化の実現に向けた今後の取り組み

市町村及び県は、相互協力のもと、広域化の実現に向けた次のような取り組みを進めるものとする。

<市町村の取り組み>

- ① ブロックを構成する市町村は、調整会議を設置する。
- ② 調整会議において、ブロック内の広域処理施設の整備計画や施設が完成するまでの暫定的なごみ処理方策など、ブロック内においてごみ処理事業を共同して取り組むための広域化実施計画を策定する。
- ③ 広域化実施計画の実現に向け、必要に応じて、市町村が策定している「一般廃棄物処理計画」や条例・規則等の見直しを行い、実施主体の設立や施設整備を推進する。

<県の取り組み>

- ① ブロックごとに設置する調整会議にメンバーとして参画し、ブロックにおける広域化実施計画の策定及びごみ処理の広域化に向けた取り組みを調整し、支援する。
- ② ごみ処理に関連する施設に係る既存及び新たに開発される技術の活用方法などの検討を行い、各ブロックに対し適切な技術的支援を行う。
- ③ 国庫補助金の財源確保及び補助制度の拡充、資源化・減量化推進にあたっての事業者責任の確立などに向けて積極的に国に働きかける。
- ④ 広域整備が行われるまでの間、ごみ焼却施設の改修・整備の工事中の処理能力低下に伴う焼却不能分について、ブロック内での引受けが困難な場合、他のブロックの施設での一時的な引受けなどについて調整を行う。
- ⑤ 各ごみ焼却施設のダイオキシン類濃度を把握するとともに、各ブロックごとの広域化実施計画の進捗状況などを把握し、全県的な情報提供や調整を行う。
- ⑥ 各ブロックでの広域化の推進にあたり、ブロックの区域を越えたより広域的なRDF発電施設、最終処分場などの整備や民間活力の活用などの課題については、全県ないし複数のブロックでの課題解決に向けた検討の場を設置し、市町村と共同して方策等の研究、検討を行い、実施へ向けた調整を行う。

エコループプロジェクトについて

1 事業概要

一般廃棄物と産業廃棄物を総合的にリサイクル、適正処理することを目標に、最終処分ゼロを目指したごみ処理事業、リサイクル事業、物流事業、環境監視事業等を民間事業として行う。

2 経緯

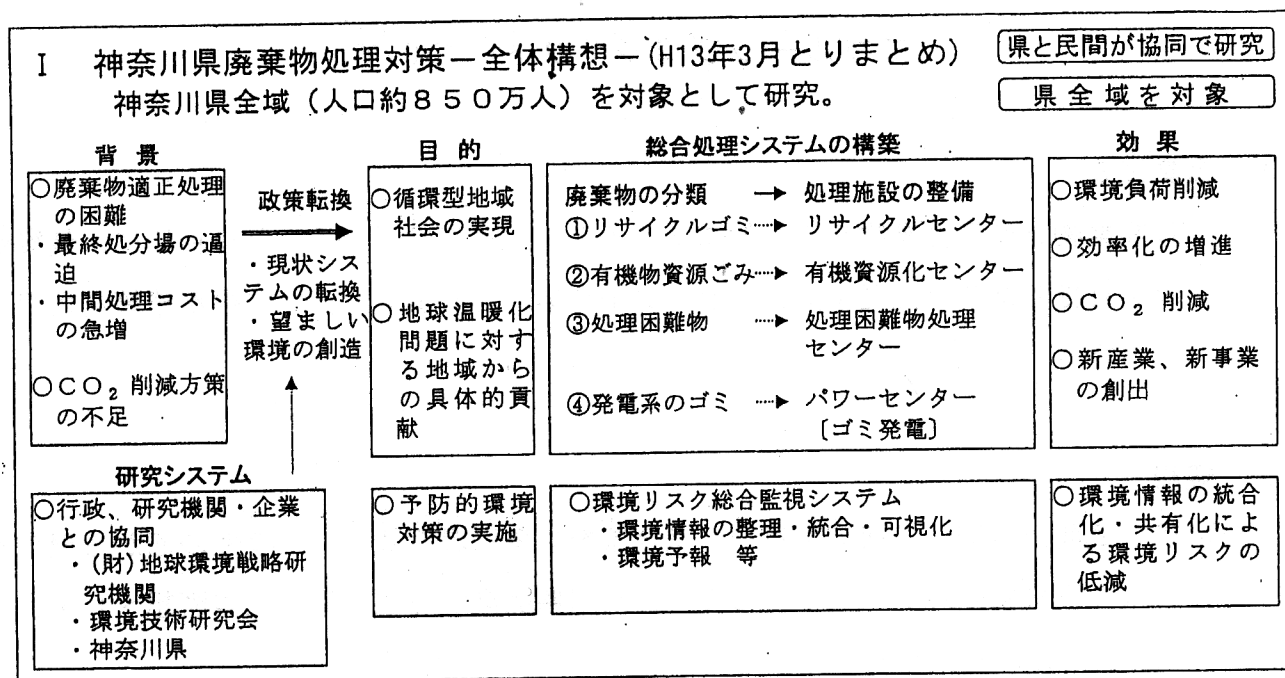
- (1) 県と民間が協同して研究を行い、県全域を対象に環境負荷や効率性の面から理想的な将来の廃棄物処理システムとして「神奈川県廃棄物処理対策～全体構想～」をまとめた。(平成13年3月)
- (2) その後、全国的な応用の可能性も検証するため、「100万人リサイクル地域モデル研究」をNPO法人環境テクノロジーセンターが主体となって行っており、県はその研究に協力している。
- (3) 上記の研究成果を踏まえ、廃棄物の総合的な資源化・適正処理システムを民間の手で具体化しようとする構想である「エコループプロジェクト」が環境テクノロジーセンターを中心にとりまとめられ、平成16年2月10日に開催された「エコループプロジェクト事業報告会」において事業化構想が提案された。
- (4) エコループプロジェクトの事業主体となる株式会社エコループセンターが設立され、また併せて、山北町からは、NPOからの提案を踏まえて、立地候補地として検討を進める意向が表明された。

(平成16年7月5日)

3 スケジュール

- 事業準備・許認可 平成16～19年
- 施設建設工事 平成20～22年
- 処理事業開始 平成22年下期

エコループプロジェクトの経緯について



環境省から「100万人レベルでの構想づくり」の必要性の示唆（H13年4月）

II 100万人リサイクル地域モデル研究(H14年度～)

環境テクノロジーセンターが中心となって研究

県西部地域15市町を対象

1 目標

100万人人口地域の家庭・産業から排出される廃棄物・不利用資源を再利用できるシステムを構築して循環型社会のモデル地域を構築。

2 基本的な考え方

全体構想の基本目標、廃棄物の分類、処理センターの機能を継承。

3 ケーススタディー地域

神奈川県西部地域をケーススタディー地域として設定。

研究理念を引き継いだ具体化の検討

III エコループプロジェクト

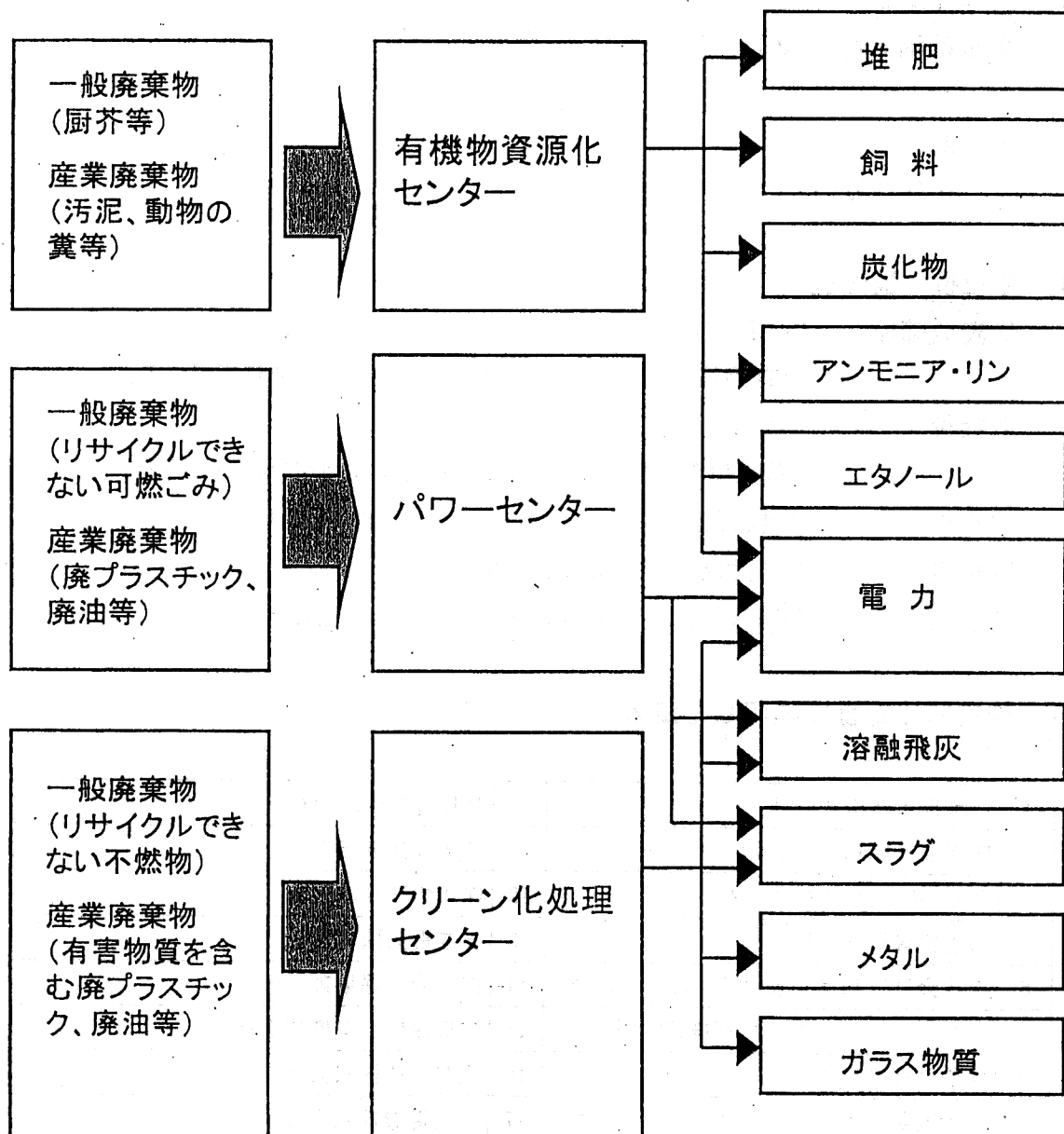
環境テクノロジーセンターが提案し、新会社が事業化

横浜、川崎を除く地域を対象

1 NPO法人環境テクノロジーセンターが中心となって、廃棄物を総合的にリサイクル、適正処理することを目標に、横浜、川崎を除く地域を対象として最終処分ゼロをめざしたゴミ処理事業、リサイクル事業、物流事業、環境監視事業等を行う構想

2 事業主体は(株)エコループセンターで、計画が順調に進めば、平成22年から処理開始を想定

エコループプロジェクト 資源化イメージ図



株式会社エコループセンターの概要

1 設立年月日

平成16年7月6日

2 本店所在地

東京都港区虎ノ門1-18-1

3 資本金

7,600万円

4 取締役、監査役

代表取締役 岡崎 洋

[NPO環境テクノロジーセンター理事長、前神奈川県知事]

取締役 田畑日出男

[国土環境(株)会長、(社)日本環境測定分析協会会長]

取締役 古敷谷裕二 [ケイ・イー・エル(株)社長]

取締役 野島康嗣 [住友商事(株)設備システム部長]

監査役 安田正秀 [三和エレクト(株)常務取締役]

5 株主間協定書に調印した法人

1	川崎重工業株式会社	10	月島機械株式会社
2	株式会社協和エクシオ	11	株式会社東芝
3	ケイ・イー・エル株式会社	12	株式会社日本設計
4	国土環境株式会社	13	日本電気株式会社
5	株式会社三和エレクト(コムシスHD)	14	株式会社堀場製作所
6	JFEエンジニアリング株式会社	15	前田建設工業株式会社
7	株式会社島半	16	三井造船株式会社
8	新日本製鐵株式会社	17	三菱電機株式会社
9	住友商事株式会社	18	理研計器株式会社

6 目的

(1) 次の事業を目的とする。

- ① 産業廃棄物及び一般廃棄物の処理事業、再資源化事業及び再資源化物の販売。
- ② 上記に関する処理までの収集運搬、積み替え保管の受託。
- ③ 上記に関する情報システム、環境監視システム事業。
- ④ 産業廃棄物及び一般廃棄物の処理、再資源化に関するコンサルティング業務。
- ⑤ 前各号に付帯又は関連する一切の事業。

(2) (1)の定めにかかわらず、事業化調査業務（以下、F S 業務という。）を行う期間（以下、F S 期間という。）においては、F S 業務並びに関連する業務を行うものとする。

※ F S 業務の内容

- ① 一般廃棄物量や産業廃棄物量の精査
- ② 廃棄物量に応じた処理施設等の規模の確定
- ③ 事業採算性の検討
- ④ ファイナンス（資金調達）の検討
- ⑤ 運営スキームの検討
- ⑥ 土地利用調整や環境影響評価の事前協議や現地調査
- ⑦ 廃棄物の処理システム、物流システムの検討 等

計画地位置図

